

札幌第 1155 号
令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

市内就労移行支援事業所
市内就労継続支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

就労選択支援の事業者指定について（通知）

日頃より、札幌市の障がい福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和 7 年 10 月から「就労選択支援」が実施されます。

つきましては、市内で事業の実施を検討する場合は、下記を御確認願います。

記

1 就労選択支援について

(1) サービス概要

障がいのある方本人が就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理します。具体的には就労アセスメントの方法を活用し、本人と協同の上、本人への情報提供、作業場面等を活用した状況把握、多機関連携によるケース会議、アセスメント結果の作成を実施します。そして、その結果を本人にフィードバックして、本人と一緒に将来の働き方などを考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を実施するものです。

(2) 就労選択支援事業所に求められること

就労選択支援は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものであり、専門的・中立的な役割が期待されており、札幌市としても当該役割を強く求めます。

したがって、就労選択支援は障がい者本人の職業生活及び人生に大きな影響を与えるものであるため、明確な理念を持って、専門性、支援体制等を確保することができる事業者がサービス提供を担う必要があります。

2 事業所指定申請について

(1) 申請受付開始日

令和 7 年 7 月 1 日

(2) 申請方法

ア 指定申請の手続き

手続きの詳細については、「指定申請の手引き」をご覧ください。

イ 申請予約

事前にスマート申請で来庁される 3 営業日前までにご予約の上、新規指定日の前々月の末日までに、申請書類を市役所窓口までご持参ください。

※ 令和 7 年 10 月 1 日からの指定を希望される方は、令和 7 年 8 月 29 日までの申請が必要となります。

《スマート申請-新規指定申請予約フォーム》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/shogai-yoyaku>

(3) 提出書類

ア 新規指定申請に係る提出書類（標準様式）

イ 札幌市独自の指定基準を確認するための書類（下記「3 事業者指定における札幌市独自の指定基準について」を参照してください）

様式等は以下の札幌市公式ホームページからダウンロードして下さい。

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ
> 事業者指定 > 就労選択支援の事業者指定について

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/siteisidou/syurosentakusien.html>

3 事業者指定における札幌市独自の指定基準について

就労選択支援は、サービスの性質上、事業者にアセスメントなどの高い専門性等が求められるため、国の指定基準に加え、指定申請の際に札幌市独自の指定基準を設定いたします。通常の指定申請書類と併せて審査を行いますので、標準様式と併せて下記(2)の必要書類のご提出をお願いいたします。

独自の指定基準及び必要書類の詳細、独自の指定基準を設定する根拠については、上記 2 (3) の URL よりご確認ください。

(1) 前提条件

以下の項目を満たしている場合のみ申請を行うことができる。

ア 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 163 条、第 172 条、第 173 条等の規定に違反していないこと。

イ 国の指定基準及び札幌市独自の指定基準の必須項目を全て満たしていること。

ウ 札幌市独自の指定基準の加点項目の合計点が 120 点以上であること。

エ 1 法人（関係法人を含む）につき 1 事業所のみ就労選択支援事業所の指定を受けることができる。

(2) 札幌市独自の指定基準を確認するための書類

ア 就労選択支援事業所指定基準（さっぽろ障がい者プランに定める重点取組「事業所の質の向上の取組」）

イ 就労選択支援事業所指定基準（別表）

- ウ 資本関係・人的関係及び運営状況調書
- エ 他機関と連携して支援したことが分かる支援記録
- オ 情報公表に関する確認書類
- カ 就労支援実績に関する届出書（必須項目用）
- キ 就労支援実績に関する届出書（加点項目用）
- ク ジョブコーチや該当する国家資格を確認できる証明書等の写し
- ケ 生産活動収支報告書

4 指定後の就労アセスメント実施項目の公表等について

障がい者本人がサービスを受ける事業所を判断するための資料として、申請時にご提出いただいた「就労選択支援事業所指定基準（別表）」を上記2(3)の就労選択支援の事業者指定のページで公開します。

また、札幌市としてサービスの質を確保するため、新たに就労選択支援の指定を受けた事業所については、優先して運営指導の実施を検討します。

5 厚生労働省からの関係通知等

- (1) （厚生労働省ホームページ）就労選択支援について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html
- (2) 【通知】就労選択支援の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480306.pdf>
- (3) 就労選択支援実施マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>

6 提出の際の注意点

郵送での届出は受付できません。必ず事前にスマート申請にてご予約のうえ、市役所窓口までお持ちください。

《スマート申請-新規指定申請予約フォーム》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/shogai-yoyaku>

7 お問い合わせについて

電話での問い合わせには応じられません。

札幌市ホームページに掲載している質問票（スマート申請）にてご質問ください。

《スマート申請-質問票》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係
メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp